

**富士フィルムの主張を米国国際貿易委員会(ITC)が認定
磁気テープ関連の米国特許侵害に関するソニー社などの請求を ITC が棄却**

2018年3月30日

富士フィルム株式会社(社長:助野 健児)は、ソニー株式会社(以下ソニー社)など^{※1}が、当社磁気テープカートリッジ製品の米国への輸入差し止めを目的に、米国国際貿易委員会(United States International Trade Commission、以下 ITC)に提起していた請求が、ITC により棄却されたことをお知らせいたします。

ソニー社などは、当社およびグループ会社など^{※2}に対し、当社 LTO Ultrium 4,5,6 データカートリッジ^{※3}がソニー社の磁気テープカートリッジの製品特性などに関する米国特許を侵害するとして、侵害品の米国内への輸入を禁ずる排除命令と、米国内での販売および流通を禁ずる停止命令を求める訴えを、2016年12月に ITC に提起していました。これを受けて、当社は、当社製品がソニー社の特許権を侵害するものではない旨、主張していました。このたび、当社主張が認められ、ITC は、当社データカートリッジはソニー社の特許を侵害していないと認定し、2018年3月26日(米国時間)をもって ITC による調査手続きを終結することを発表しました。

当社は、今後も磁気テープ技術の研究開発を積極的に推進するとともに、競合技術に対して競争力のあるコストおよび高品質な製品・サービスを提供し、お客さまの満足度向上に努めていきます。

※1 ソニーストレージメディア・アンド・デバイス株式会社、Sony DADC US Inc. および Sony Latin America Inc.

※2 富士フィルムホールディングス株式会社、FUJIFILM Holdings America Corporation および FUJIFILM Recording Media U.S.A., Inc.

※3 大容量データのバックアップ、アーカイブに使用される磁気テープメディア「LTO Ultrium 規格」の第4世代、第5世代、第6世代に対応した「FUJIFILM LTO Ultrium4 データカートリッジ」「FUJIFILM LTO Ultrium5 データカートリッジ」「FUJIFILM LTO Ultrium6 データカートリッジ」。Linear Tape-Open、LTO、LTO ロゴ、Ultrium および Ultrium ロゴは、Hewlett Packard Enterprise 社、IBM 社および Quantum 社の米国およびそのほかの国における登録商標です。

本件に関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

<報道関係>	コーポレートコミュニケーション部	TEL:03-6271-2000
<お客さま>	記録メディア事業部	TEL:03-6271-2087